

議 案 名	富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、富士見市営住宅条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、第6条第1項第2号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加えるものです。
施 行 日	令和6年4月1日

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(入居資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者（次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）その他規則で定める者（以下「親族等」という。）があること。</p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるものであるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p>	<p>(入居資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者（次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）その他規則で定める者（以下「親族等」という。）があること。</p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるものであるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p>

- (ウ) 知的障害 (イ) に定める精神障害の程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号) 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入

- (ウ) 知的障害 (イ) に定める精神障害の程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号) 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入

所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は特定関係者からの暴力を受けた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（3）略

所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は特定関係者からの暴力を受けた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項_____（配偶者暴力防止等法第28条の2において_____準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（3）略